

気軽にインターネットが利用できる据置型Wi-Fiルーターに関するトラブル



いわゆる「据置型Wi-Fiルーター」は、コンセントに挿すだけでインターネットを利用でき、手軽にネット環境を整えられる選択肢の一つになっています。

しかし、「利用料が安くなると言われたが、高額になった」「中途解約したら高額な請求があった」など、トラブルも発生しています。

「『実質無料』で差し上げる」と言われたが、解約しようするとルーター本体の料金を請求された



「**実質無料**」で
Wi-Fiルーターを
差し上げます！

「通信料が安くなる」と言われ契約したが、逆に支払額が高くなった



契約すると月々の
通信料がお安
くなります！

注意

- 据置型Wi-Fiルーターは、通信契約とルーター本体の購入契約などをセットで行うことが多いです。購入時は月々の通信料金からルーター代金が割り引かれ、契約期間を満了すれば「実質無料」となる場合もあります。しかし、途中解約すると割引が失効し、残債を支払う必要があります。それに関わらず、契約時に「実質無料」の条件や月々の通信料金の説明が十分ではない場合があります。
- すでに自宅にインターネット環境があるなど、消費者のインターネット環境や利用実態、適合性への確認が不十分な場合もあります。

ポイント

- 自宅のインターネット環境の有無やネットの使い方、データの使用量などを確認したうえで契約を検討しましょう。
- 契約前には、月額料金の合計だけでなく、各契約の通信料金やルーター本体料金、解約する際に発生する料金について確認しましょう。
- 通信サービスの契約は、電気通信事業法の「初期契約解除制度」または「確認措置」の対象です。契約後にキャンセル・解約したいと思った場合には、すぐに契約先事業者へ申し出てください。
- 不安に思った場合や、トラブルになった場合は、最寄りの消費生活相談窓口へ相談しましょう。

相談室

- ◆ 愛媛県内の全ての市町に「消費生活相談窓口」が設置されています。
- ◆ 愛媛県消費生活センターでも消費生活に関する相談を受け付けております。



消費者ホットライン ☎ 188

(最寄りの消費生活相談窓口につながります。)

消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン

又は 愛媛県消費生活センター 089-925-3700(相談専用)



愛媛県消費生活相談窓口
イメージキャラクター
「こまどりのPiPi」